

指標 10.5.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 10.5.1 金融健全性指標

ターゲット 10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。

ゴール 10 各国内及び各国間の不平等を是正する

10.5.1-3 Nonperforming loans net of provisions to capital

定義及び根拠

○ 定義

当指標は、不良債権（NPL）の金額から特定の引当金の金額を差し引いたものを分子とし、資本を分母として計算される。資本は規制上の総資本として測定される。

○ 概念

元本又は利息の支払いが90日以上延滞している場合、又はローンの全額又は一部が回収されないという証拠が存在する場合、ローンは不良債権として分類される。この計算では特定の引当金のみが使用され、それらは特定のローンの価値に対する請求を表す。データには、不良債権に対する未収利息は含まれない。資本は、各国の監督上の慣行に応じて、バーゼルⅠ、Ⅱ、又はⅢに基づいて計算された規制上の総資本として測定される。

○ 根拠及び解釈

当指標は自己資本比率の一つであり、特定の引当金でカバーされていない不良債権からの損失に耐えるための銀行資本の許容度に関する重要な指標である。

データソース及び収集方法

全てのデータは定期的に銀行から金融庁（日本銀行）に報告される。全ての銀行の会計データは国内会計規則に準拠している。

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

当指標は、不良債権（NPL）の金額から特定の引当金の金額を差し引いたものを分子とし、資本を分母として計算される。

○ コメントと限界

会計基準は一般的に日本基準に従う。

サンプルから除外された銀行は、金額に関しては重要ではない。

データの詳細集計

なし

参考

IMF FSI Compilation Guide Chapter 7. Specification of Core Financial Soundness Indicators for Deposit Takers

<https://www.imf.org/External/pa4158/fsi-guides/chapter-7.pdf>

IMF SDDS Plus Metadata (Japan) :

<https://dsbb.imf.org/sddsplus/dqaf-base/country/JPN/category/FSI03>

データ提供府省

金融庁（日本銀行）

関連政策府省

金融庁

担当国際機関

国際通貨基金（IMF）